

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の 申請及び届出に係る御案内

指定の申請と各種届出について

令和6年4月26日

さいたま市水道局

給水装置課給水装置係

はじめに

水道法は、「清浄」「豊富」「低廉」という水道事業の基本理念を定め、水道事業者のあるべき姿と、水道事業に係る国、行政（水道事業者）、指定給水装置工事事業者、製造者、第三者機関、そして、需要者のそれぞれの係わりの指標として存在しているものです。

平成8年の水道法の改正は、安全でおいしい水の供給、災害に強い水道の構築といったことが事業基盤と考え、技術の進歩、多様化する給水用具の進歩の流れの中、規制緩和による水道事業形態の大きな変化を踏まえた改正でした。

この改正により、指定給水装置工事事業者制度が法的に規定され、給水装置工事主任技術者が国家資格として位置付けされ、給水装置における構造材質基準を国が明確にしたことで、各水道事業者においても供給規程の改正を行い、指定給水装置工事事業者制度、給水装置工事主任技術者、構造材質基準をそれぞれ規定しました。

水道法第14条で、水道事業者において供給規程を定めることにより、その供給規程の中で構造材質基準に準じた給水装置工事の施行を規定し（水道法第16条）、さらに、その構造材質基準に準じた施行方法を供給条件とし、適切にその給水装置工事を施行できる者を指定給水装置工事事業者として指定し、その指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事を供給条件として規定できることを明文化しました。（水道法第16条の2）

また、この指定要件についても言及し、指定を受けようとする者の申請により行うこととし、申請手続の統一を行うため、申請書の様式とその他申請に要する事項を同法施行規則に決めました。（水道法第25条の2）

さらに、指定の基準についても、給水装置工事の施行に必要かつ十分な技術力を保持していることを主たる要件として、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任すること、一定の機械器具を有していること、一定の欠格要件に該当していないこと等を全国一律の要件としました。（水道法第25条の3、第25条の4、及び同法施行規則第18条、第19条、第20条、第20条の2、第21条）

指定給水装置工事事業者制度の導入から20年が経過し、指定の有効期間がないことから、その指定の数が大幅に増え、廃止・休止等の状況が反映されにくく、所在確認がとれない指定給水装置工事事業者が顕在化してきました。

そのため、指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されるよう指定の効力を5年とする指定の更新制が導入されました。この更新制度では、指定の申請及び指定の基準を準用すると定めています。（水道法第25条の3の2）

このことから、指定給水装置工事事業者の指定及び更新の申請を行うにあっては、所定の様式に必要な事項を記入の上、提出書類を添えて給水装置工事を行う地域の当該水道事業者へ申請をされるようお願いいたします。

結びにあたり、申請にあっては自らの位置付けを理解し、責務を遵守していただきますようお願いするとともに、当該指定給水装置工事事業者になった際には、変更等の届出の義務（水道法第25条の7）、事業の基準（水道法第25条の8）の厳守に努めるようお願いいたします。

目 次

● 申請・届出の受付場所とお問合せ先	P 1
1 指定の申請	P 2
2 指定の申請における主な確認事項	P 5
3 指定の更新申請	P 6
4 指定事項の変更の届出	P 6
5 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出	P 8
6 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出	P 9
7 本人確認・身分証明	P 9
各様式等記入例	P10

●申請・届出の受付場所とお問合せ先

さいたま市水道局

(担当) 業務部 給水装置課 給水装置係

(住所) 〒331-0814 さいたま市北区東大成町二丁目 445 番地 1

T E L 048 - 788 - 2644 (直通)

F A X 048 - 669 - 2260

受付時間 午前 8:30~12:00

午後 1:00~ 5:15

※土日、祝日、年末年始の休日を除く。

さいたま市水道局ホームページ

事業者の皆さまへ>指定給水装置工事事業者事業者関連

>指定給水装置工事事業者の指定の申請と各種届出の御案内

【受付方法】

FAXによる事前確認及び来庁予約への御協力をお願い

・電話連絡の上、FAXでの事前確認に御協力をお願いします。

・窓口での受付を希望される方は、混雑緩和のため、電話連絡により予約制にて受け付けます。

(注) この御案内の中での文言の定義は以下のとおりとします。

- 1 「法」とは、水道法をいう。
- 2 「施行規則」とは、水道法施行規則をいう。
- 3 「事業者規程」とは、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程をいう。
- 4 「指定工事事業者」とは、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者をいう。
- 5 「更新」とは、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新をいう。
- 6 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。
- 7 「指定事業者証」とは、指定給水装置工事事業者証をいう。

1 指定の申請

1.1 指定給水装置工事事業者とは？（法第 16 条の 2）

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内で供給規定にあった給水装置工事を適正に施行することができる認められ、その指定を受けた者をいいます。

また、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。

このことから、水道事業者の給水区域内において、給水装置工事を施行しようとするときは、この指定を受けていないと工事を行うことができません。

指定にあつては、その基準（法第 25 条の 3）に適合していると認めるときは、必ず指定を受けることができます。

1.2 指定の申請について

(1) 指定の申請（受付期間と事務処理にかかる期間）

受付期間 ⇒ 指定の申請は、随時受け付けています。

受付時間 ⇒ 午前 8:30 ~ 12:00

午後 1:00 ~ 5:15

※土日、祝日、年末年始の休日を除く。

指定年月日 ⇒ 原則、申請された月の最終営業日となります。

指定事業者証の交付 ⇒ 指定日から 2 週間以内となります。（別途指定日）

※指定年月日及び指定事業者証の交付における詳しい日程は、指定の申請時に御確認ください。

(2) 申請する事項（法第 25 条の 2、事業者規程第 5 条）

- ① 氏名又は名称及び住所（本店所在地）並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 当該給水区域内での給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地
（本店のみの場合は本店）
- ③ それぞれの事業所で選任されることとなる主任技術者の氏名及び免状の交付番号
- ④ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
（施行規則第 20 条、事業者規程第 6 条第 1 項第 2 号）
- ⑤ 事業の範囲（登記事項証明書に記載されている「目的」欄の内容となります。）

(3) 指定の基準（法第 25 条の 3、事業者規程第 6 条）

- ① 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと
- ② 国土交通省令で定める（施行規則第 20 条）機械器具を有する者であること

施行規則第 20 条、事業者規程第 6 条第 1 項第 2 号で規定する機械器具

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

③ 次のいずれにも該当しない者であること

- ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日か

- ら 2 年を経過しない者
- 工 法第 25 条の 11 第 1 項、事業者規程第 9 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- 才 給水装置工事の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 力 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

以上の要件に適合していると認められるときは、指定を受けることができます。

(4) 指定を受けるための手続

(法第 25 条の 2、施行規則第 18 条から第 22 条、事業者規程第 5 条)

【申請に必要なもの】

《申請書類》

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第 1）
- ② 機械器具調書（施行規則別表）
- ③ 誓約書（施行規則様式第 2）
- ④ * 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（施行規則様式第 3）

「*」印のものは、指定を受けた日から 2 週間以内に届出が必要となります。

《提出する書類》

- ① （法人）定款の写し（直近のもの）
- ② （法人）登記事項証明書（履歴事項証明書）（原本・発行日から 3 か月以内のもの）
- ③ （個人）住民票の写し（原本・発行日から 3 か月以内のもの）
- ④ 選任されることとなる主任技術者の免状の写し（主任技術者証の写しも可、免状番号の確認用）
※主任技術者証の写しは、原則、申請時において有効な期限が記載されたものとしします。

《添付書類》

さいたま市では、申請書を審査するに当たり、以下のものについて提出をお願いしています。

- ① 機械器具調書に記入された機械器具の写真
- ② 給水装置工事の事業を運営する事業所又は店舗の全景及び事業所名の分かる看板の写真
- ③ 給水装置工事の事業を運営する事業所若しくは店舗の案内図又は地図
- ④ 住民票の住所以外の事業所又は登記事項証明書に記載されていない事業所（営業所）は、公共料金の領収書・検針票など継続的に事業を行っている現状が分かる書類
- ⑤ さいたま市水道局指定給水装置工事事業者確認事項調査票

申請書類に必要事項を記入の上、提出書類を添えて申請をしてください。

申請書類は、ホームページから印刷してください。

申請受付窓口においても、用意しています。

(5) 指定までの流れ

- 申請書の提出 ⇒ 法、事業者規程に基づき水道事業者へ申請します。
- 申請書の受付 ⇒ 書類に不備はないか確認します。
※申請者（届出者）の本人確認等を行うことがあります。
- 手数料の納付 ⇒ **10,000 円** 指定給水装置工事事業者手数料を納入します
- 審査 ⇒ 指定の基準を満たしているか審査します。
- 指定 ⇒ 指定の要件を満たしていれば、指定が決定されます。

- 告 示 ⇒ 指定工事事業者として指定されたことを告示します。
主任技術者の選任 ⇒ 指定を受けた日から2週間以内に選任の届出をします。
(施行規則第21条第1項)
指定事業者証の交付 ⇒ 指定事業者証を交付します。

《郵送による申請時の指定給水装置工事事業者手数料の納付について》

郵送による申請手続きのときは、納付書にて取扱金融機関でのお支払となります。

申請書類等を郵送するときは、申請書類は**信書となりますので、「指定給水装置工事事業者指定申請書在中」と封筒に明記してください。**

郵便局以外の宅配事業者等から発送する場合は、信書便を取り扱っている事業者から送付してください。

申請書類を郵送される際に、次のとおり申請書等を受け付けた旨の**通知及び納付書を送付するための返信用封筒を同封してください。**

- ① 定型郵便物（長形3号封筒）に所定の切手を貼ってください。
- ② 返送先の**住所及び事業者名**を記入してください。
- ③ 指定給水装置工事事業者指定番号を記入してください。

⑥ 申請書の記入に係る諸注意

《申請書》

- ① 日付は申請書を提出する日を記入してください。
- ② 「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

- ア 「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている**本店の名称**を記入します。
- イ 「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている**本店の住所（所在地）**を記入します。
- ウ 「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の**役職及び氏名**を記入します。

【個人の場合】

- ア 「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。
- イ 「住所」の欄には、住民票の住所を記入します。
- ウ 氏名又は名称の欄に屋号となる名称を記入したときは、「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。

- ③ 「役員」の記入についての注意事項

【法人のみ】

- ア 「役員」の欄には、有限会社又は株式会社の場合、登記事項証明書に記載されている役員（会社法第329条）である代表取締役、取締役、会計参与及び監査役、全員の登記事項証明書上の**役職、氏名及びフリガナ**を記入します。
- イ 合名・合資会社では、業務執行社員の役職、氏名及びフリガナを記入します。

- ④ 「事業の範囲」の記入についての注意事項

【法人の場合】

登記事項証明書に記載されている「目的」に給水装置工事の事業を行うものであることが含まれていることを確認するため、「別添、〇〇事項全部証明書の「目的」欄のとおり」と記入してください。

【個人の場合】

「給排水設備工事」「給排水衛生設備工事」等の給水装置工事の事業を行うものであることが分かるように記入してください。

⑤ 「事業所」の記入についての注意事項

ア 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地は、給水区域内にある必要はありません。

イ 「当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称」、「上記事業所の所在地」は、さいたま市水道局ホームページへの掲載事項となるため、「事業所の名称」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX 番号」を必ず記入してください。

複数の事業所がある場合、さいたま市水道局ホームページへの掲載は1カ所です。

⑥ 「事業所で選任されることとなる主任技術者」の記入についての注意事項

事業所ごとに選任を予定している主任技術者の氏名及び主任技術者免状の交付番号を記入します。複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記入してください。

主任技術者が複数の事業所を兼務する場合は、事前に水道局担当者に御相談ください。

《機械器具調書》

① 「年月日現在」は、申請日を記入します。

② 給水装置工事に必要な「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の4種に大別し、それぞれに使用する機械器具を記入します。

また、型式、性能は記入できる範囲で記入し、必ず4種の範囲で記入します。それ以外のものは、記入不要です。

③ 添付する機械器具の写真は、機械器具調書に記入した名称と一致（整合）するように作成してください。

《誓約書》

① 誓約する日付は、申請日を記入します。

② 「申請者」は、申請書に記入した申請者を同様に記入します。

※「誓約書」は、法人にあっては役員全員が法第25条の3第1項第3号に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が全員の誓約をします。

2 指定の申請における主な確認事項

2.1 指定の申請時における主な確認事項について

（参考通知：令和元年6月26日付け厚生労働省水道課長通知）

水道事業者が「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用」をするに当たり、水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条に従い、当該制度における指定工事事業者の資質向上及び水道利用者が当該事業者を選定するとき有用となる情報提供の充実を図るための確認事項です。

そのため、指定の申請において「さいたま市水道局指定給水装置工事事業者確認事項調査票」を提出してください。

なお、指定の申請時に確認した情報のうち公開することに同意いただいた事項については、ホームページ等で公開する場合があります。

(1) 公益社団法人日本水道協会埼玉県支部が開催する広域研修会の受講実績・・・記入不要です。

② 指定工事事業者の業務内容

給水装置工事に係るトラブルを防止する観点から、水道利用者に提供する指定工事事業者に関する情報の充実及び利便性の向上を図ることを目的とする事項である業務内容について、記入します。

添付書類は、不要です。

- ① 休業日・営業日・営業時間
- ② 漏水等修繕対応
- ③ 対応工事種別
- ④ その他（ホームページアドレス等）

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績

給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に資する研修機会の確保について記入します。

- ① 自社内研修 研修内容を記入します。
- ② 外部機関研修 研修会名及び実施機関を記入し、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

なお、受講を証明する書類には受講者名が記載されているものに限り、

事業者名での受講は対象外となります。

- ④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況
次の資格等を保有しており、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合のいずれの経験を有している者の従事状況を記入します。

なお、資格を有するものは、証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験・講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科過程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

3 指定の更新申請

3.1 指定の更新申請とは？（法第25条の3の2、事業者規程第6条の2）

水道事業者から給水区域内で供給規程にあった給水装置工事を適正に施行することができることと認められ、その指定を受けた者「指定給水装置工事事業者」は、「5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う」と定めています。

また、指定の更新に当たり、指定の申請（法第25条の2）及び指定の基準（法第25条の3）を準用するとしています。詳細については、次のホームページを御覧ください。

[《さいたま市水道局ホームページ》](#)

[事業者の皆さまへ>指定給水装置工事事業者事業者関連](#)

[>指定給水装置工事事業者の指定の更新手続について](#)

4 指定事項の変更の届出

4.1 指定事項の変更の届出について（法第25条の7、施行規則第34条）

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところ

により、その旨を水道事業者届け出なければならない」と定めています。

4.2 指定事項の変更の届出（施行規則第34条、事業者規程第8条第1項・第2項）

【届出に必要なもの】

●届出書

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（施行規則様式第10）

●提出する書類及び添付書類

届出事項	法人				個人		共通
	届出書	登記事項 証明書(原本)	定款 (写し)	誓約書	届出書	住民票	写真(店舗全景、看板) 案内図
氏名					●	●	
名称	●	●	△		●		
住所	●	●	△		●	●	
注)事業所の名称	●	○	△		●		●
注)事業所の所在地	●	○	△		●		●
代表者の氏名	●	●	△	●			
役員の氏名	●	●	△	●			
主任技術者の氏名又は 主任技術者が交付を受 けた免状の交付番号	「主任技術者の免状」又は「主任技術者証」の写し ※「主任技術者証」の写しは、原則、届出時において有効な期限が 記載されたもの						

注) 住民票の住所以外の事業所又は登記事項証明書に記載されていない事業所（営業所）は、公共料金の領収書・検針票など継続的に事業を行っている現状が分かる書類を提出してください。

※○…登記事項証明書に、事業所（支店等）の記載がないときは不要。

※△…定款の内容（記載事項）に変更がないときは不要。

※登記事項証明書は、3か月以内に取得した履歴事項全部証明書とする。

※住民票の写しは、3か月以内取得したものとする。

4.3 届出を要する事項及び届出期限

届出項目	個人	法人	届出期限
ア 氏名又は名称（屋号及び有限・株式・合名・合資の組織変更の場合を含む）	●	●	当該変更の あった日から <u>30日以内</u>
イ 住所（住民票の写し又は登記事項証明書に記載されている本店の所在地）	●	●	
ウ 事業所の名称又は所在地（当該給水区域で給水装置工事を行う事業所）	●	●	
エ 代表者の氏名（登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名）		●	
オ 役員の氏名		●	
カ 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号	●	●	

4.4 届出の記入に係る諸注意

- (1) 日付は届出を提出する日を記入してください。
- (2) 「変更に係る事項」は、表のアからカとなります。
- (3) 「変更前」は、変更前の内容を記入してください。
- (4) 「変更後」は、変更後の内容を記入してください。
- (5) 「変更年月日」は、法人の場合、変更が生じた事項の「登記日」を記入してください。
- (6) 届け出る内容が、役員の退任のみであるときは、誓約書の提出は必要ありません。

5 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出

5.1 主任技術者の選任又は解任の届出について

(法第 25 条の 4、施行規則第 21 条・第 22 条)

指定工事事業者は、事業所ごとに、技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。

この選任について、指定工事事業者は、「主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者へ届け出なければならない」と定めています。

指定工事事業者の指定を受けたとき、又は選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、2 週間以内に選任の届出を行わなければなりません。

※主任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、御注意ください。

5.2 主任技術者の選任又は解任の手続（施行規則第 22 条、事業者規程第 13 条）

【届出に必要なもの】

●届出書

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（施行規則様式第 3）

●提出する書類及び添付書類

【様式第 3（第 22 条関係）】 届出事項	法 人		個 人	
	届出書	主任技術者免状(写し)	届出書	主任技術者免状(写し)
選 任	●	●	●	●
解 任	●		●	

5.3 届出を要する事項及び届出の期限

(法第 25 条の 4、施行規則第 21 条第 1 項及び第 2 項、事業者規程第 13 条)

- (1) 新たに指定を受けたとき ⇒ 指定工事事業者の指定を受けた日から、2 週間以内
- (2) 選任した主任技術者が欠けるに至ったとき ⇒ 当該事由が発生した日から2 週間以内
- (3) 選任した主任技術者を解任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。
- (4) 主任技術者を追加して選任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。

5.4 その他留意事項

- (1) 指定工事事業者が主任技術者を選任するときは、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。
- (2) 主任技術者が複数の事業所を兼務する場合は、事前に水道局担当者に、御相談ください。

6 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出

6.1 廃止・休止・再開における届出について（法第 25 条の 7、施行規則第 35 条）

指定工事事業者は、「給水装置工事の事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。」と定めています。

6.2 廃止、休止、再開の届出手続（施行規則第 35 条、事業者規程第 8 条第 3 項）

【届出に必要なもの】

●届出書

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（施行規則様式第 11）

※廃止及び休止を届け出る際に、指定事業者証の返納をお願いします。

●提出する書類及び添付書類

【様式第 11 (第 35 条関係)】 届出事項	法 人		個 人	
	届出書	指定事業者証(返納)	届出書	指定事業者証(返納)
廃 止	●	●	●	●
休 止	●	●	●	●
再 開	●		●	

6.3 廃止・休止・再開の届出事項及び届出期限

- (1) 廃止の届出（事業を廃止したとき） ⇒ 事業を廃止した日から **30 日以内**
（指定事業者証を返納してください。）
- (2) 休止の届出（事業を休止したとき） ⇒ 事業を休止した日から **30 日以内**
（指定事業者証を返納してください。）
- (3) 再開の届出（事業を再開したとき） ⇒ 事業を再開した日から **10 日以内**
（休止の届出の際に、添付された指定事業者証を返却します。）

6.4 その他諸注意

- (1) 廃止の届出をした場合、再び給水区域内での給水装置工事の事業を行うときには、指定の申請をする必要があります。
- (2) 法人、個人を問わず指定の継承（個人の代表者の変更、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできませんので、「廃止の届出」を提出し、指定を受けなおしてください。

7 本人確認・身分証明

不正な申請、虚偽の申請又は届出を防止するため、申請又は届出の際に本人確認を行う場合があります。本人確認への御理解、御協力をお願いします。

～ 各様式等記入例 ～

●書類作成に当たっての注意点

- ・ダウンロードした様式は、記入欄等の幅（枠）・文字・フォントなどを変更しないでください。
- ・記入例は、赤字で記載してありますが、書類を準備する際は、全ての書類について黒字で記入してください。
- ・青字で書かれているところは、記入上の注意点となります。

指定給水装置工事事業者指定申請書

さいたま市水道事業管理者 殿

※提出時に、日付を記入してください。

※住民票の写しに記載のある住所又は登記事項証明書の本店住所
を記入してください。

年 月 日

申請者 氏名又は名称 **さいたま水道株式会社**

住 所 **埼玉県さいたま市浦和区
常盤六丁目14番16号**

代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**
(個人の場合は「水道 太郎」)

※法人の場合は、登記事項証明書に記載の役職を記入してください。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
<p>※法人の場合（個人の場合は、無記入）</p> <p>代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎</p> <p>取締役 スイドウ ハナコ 水道 花子</p> <p>監査役 スイドウ イチロウ 水道 一郎</p>	
<p>※登記事項証明書に記載されている代表取締役、取締役等の全員の役職と氏名を記入してください。</p> <p>※合名・合資会社では、業務執行社員の氏名となります。</p>	
事業の範囲	<p>※法人の場合（登記事項証明書の「目的」に記載されている事業内容）</p> <p>別添、〇〇事項全部証明書の「目的」欄のとおり</p> <p>※個人の場合（事業目的）</p> <p>給排水設備工事、給排水衛生設備工事</p> <p>※給水装置工事事業者の事業を行うものであることを確認します。</p>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏)

<p>※主たる業務を行う事業所の名称（支店・営業所）を記入してください。支店・営業所がない場合は、本店となります。</p>	<p>さいたま水道株式会社</p>
<p>上記事業所の所在地</p>	<p>〒330-8532 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目 14 番 16 号 TEL 048-665-3220 FAX 048-665-5536</p>
<p>上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名</p>	<p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号</p>
<p>※郵便番号・電話番号・FAX番号は、必ず記入をお願いします。</p> <p>※住民票の住所以外の事業所又は登記事項証明書に記載されていない事業所（支店・営業所）は、公共料金の領収書・検針票など継続的に事業を行っている現状が分かる書類を提出してください。</p> <p>水道 太郎</p> <p>※免状のとおり記入のこと</p>	<p>第〇〇〇〇〇号</p> <p>※算用数字で記入のこと</p>

<p>当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称</p>	
<p>上記事業所の所在地</p>	
<p>上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名</p>	<p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号</p>

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第1（第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

さいたま市水道事業管理者 殿

※住民票の写しに記載のある住所又は登記事項証明書の本店住所
を記入してください。

※提出時に、日付を記入してください。

年 月 日

代理申請者 申請者 氏名又は名称 **さいたま水道株式会社**住所 県 市

△△●丁目●番●号

住所 **埼玉県さいたま市浦和区**氏名 **常盤六丁目 14 番 16 号**※代理申請者は、代理申請の場合のみ記載してください。 代表者氏 **代表取締役 水道 太郎****（個人の場合は「水道 太郎」）**

※委任状に記載のある受任者の住所、氏名を記載してください。

※法人の場合は、登記事項証明書に記載の役職を
記入してください。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ氏名	フリガナ氏名
<p>※法人の場合（個人の場合は、無記入）</p> <p>代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎</p> <p>取締役 スイドウ ハナコ 水道 花子</p> <p>監査役 スイドウ イチロウ 水道 一郎</p>	
<p>※登記事項証明書に記載されている代表取締役、取締役等の全員の役職と氏名を記入してください。</p> <p>※合名・合資会社では、業務執行社員の氏名となります。</p>	
事業の範囲	<p>※法人の場合（登記事項証明書の「目的」に記載されている事業内容）</p> <p>別添、〇〇事項全部証明書の「目的」欄のとおり</p> <p>※個人の場合（事業目的）</p> <p>給排水設備工事、給排水衛生設備工事</p> <p>※給水装置工事事業者の事業を行うものであることを確認します。</p>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

※種別は、記入例のとおりとします。

※提出時に、日付を記入してください。

(施行規則第20条) 給水装置工事に特有の機械器具のもの(4種類)

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ		1	
	パイプカッター		1	ステンレス鋼管用
	エンジンカッター		1	
管の加工用の 機械器具	やすり		1	
	パイプねじ切り器		1	
	パイプバンダー		1	
接合用の機械器具	トーチランプ		1	
	パイプレンチ		1	
	モーターレンチ		1	
水圧テストポンプ			1	

※名称は、各種別に対して「最低1項目」の記入が必要です。
 ※提出の際に、添付することとなる機械器具の写真に記載した
 名称が一致（整合）するように記入してください。

記入例

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

作成例

※ 機械器具調書に記入した名称と一致（整合）するよう作成してください。

<管の切断用の機械器具>

・金切りのこ



・パイプカッター



・エンジンカッター



<管の加工用の機械器具>

・やすり



・パイプねじ切り器



・パイプバンダー



<接合用の機械器具>

・トーチランプ



・パイプレンチ



・モーターレンチ



<水圧テストポンプ>



誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

記入例

※提出時に、日付を記入してください。

年 月 日

※住民票の写しに記載のある住所又は
登記事項証明書の本店住所を記入
してください。

申請者
氏名又は名称 **さいたま水道株式会社**
住 所 **埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目14番16号**
代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**

※法人の場合は、登記事項証明書に記載の役職を記入してください。

さいたま市水道事業管理者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

作成例

店舗全景・看板・案内図



給水装置工事の事業を運営する事業所又は店舗の全景が分かる写真

※必ず看板等で店舗であることが分かるものを一緒に写してください。

※看板等が読めないときは、全景写真と看板等を拡大した写真を付けてください。



提出時に、日付を記入してください

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者確認事項調査票

提出日： 年 月 日

- 指定
- 更新

指定又は更新のいずれかに
✓をつけてください

• 本店の郵便番号及び住所並びに電話番号を記入してください。
• 役職は、登録簿上の役職としてください。

氏名又は名称 **さいたま水道株式会社**
 郵便番号及び住所 〒330-8532 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目14番16号
 代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**
 電話番号 **048 (665) 3220**

※該当する□に、チェックをつけてください。

指定の申請の際は、1の項目は記入不要です。

1 (公社)日本水道協会埼玉県支部が主催する広域研修会・指定給水装置工事事業者研修

受講実績(過去5年以内) ※ 和暦で記入してください。					公表の可否	
受講した年度を記入してください。	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和4年度	令和5年度	<input checked="" type="checkbox"/> 可
受講実績(過去5年以内)がない場合は、未受講の理由を記入してください。						
(未受講の理由) ※非公表						<input type="checkbox"/> 不可
注) 事業者記入不要 さいたま市受講履歴照合確認欄 過去5年以内の受講実績 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						

※令和2年度及び令和3年度の研修会は、中止となったため、記入対象外とします。

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

(1) 休業日・営業日・営業時間					公表の可否
休業日:	<input type="checkbox"/> 土曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 日曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 祝日	<input checked="" type="checkbox"/> その他(第2・4土曜日)	<input checked="" type="checkbox"/> 可
	<input checked="" type="checkbox"/> 年末年始	<input checked="" type="checkbox"/> お盆	<input checked="" type="checkbox"/> ゴールデンウィーク		<input type="checkbox"/> 不可
営業日:	月曜日～金曜日、第1・3(・5)土曜日				営業時間との整合性を考慮の上、記入してください。
営業時間:	8 時 30 分 ~ 17 時 15 分				
(2) 漏水等修繕対応					公表の可否
漏水等修繕対応の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可					<input checked="" type="checkbox"/> 可
可の場合 修繕対応時間等について、○をつける 又は 時間を記入する					<input type="checkbox"/> 不可
修繕対応時間(受付):	24 時間	/	8 時 30 分 ~ 17 時 00 分		
修繕対応時間(修繕業務):	24 時間	/	時 分 ~ 時 分		
<input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 宅地内埋設部給水装置の修繕					
<input type="checkbox"/> その他()					
注) 事業者記入不要 さいたま市修繕対応事業者登録確認欄 修繕対応事業者登録の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

第〇・〇土曜日、変則勤務などは、その他に記入してください。

営業時間との整合性を考慮の上、記入してください。

(3) 対応工事種別

配水管からの分岐 ~ 水道メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 改造等	公表の可否
水道メーター ~ 宅内給水装置	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 改造等	<input checked="" type="checkbox"/> 可
			<input type="checkbox"/> 不可

(4) その他(ホームページアドレス・メールアドレス等)

事業所所在地:	埼玉県さいたま市北区東大成町二丁目445番1号 水道総合センター3階	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
電話番号:	048 (788) 2644	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
FAX番号:	048 (669) 2260	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
ホームページ:	https://www.ciity.saitama.lg.jp/001/006/002/index	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
メールアドレス:		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
緊急連絡先:	090-XXXX-XXXX	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可
その他 ※公表事項について要望があるときは記入してください。		公表対象外

次の項目は記入必須です。必ず記入してください。
・事業所所在地
・電話番号
・FAX番号

次の項目は、該当がある場合は記入してください。
・ホームページ
・メールアドレス
・緊急連絡
(本店及び事業所の電話番号以外の携帯電話等)

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 公表を可としている事項であっても、公表しないことがあります。

※ 業務内容に変更が生じたときは、速やかにさいたま市水道局 給水装置課 給水装置係 にその旨を届け出るようお願いします。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

給水装置工事主任技術者等に対して、外部機関による研修、自社内研修の機会を確保するよう努めなければならないことについての関係法令は、次のとおりです。

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

※法 = 水道法

受講者名(公表対象外)	研修会名・実施団体等	受講年月日
水道 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 自社内研修 研修内容 : 給水装置工事に係る関係法令・事故事例対応 <input type="checkbox"/> 外部機関研修 研修会名 : 実施機関名 :	平成30年10月8日
複数名 記入可 水道 太郎 水道 一郎	<input type="checkbox"/> 自社内研修 研修内容 : <input checked="" type="checkbox"/> 外部機関研修 研修会名 : 給水装置工事主任技術者研修 実施機関名 : (公財) 給水工事技術振興財団	令和2年2月20日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 研修内容 :	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 研修内容 : <input type="checkbox"/> 外部機関研修 研修会名 : 実施機関名 :	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 研修内容 : <input type="checkbox"/> 外部機関研修 研修会名 : 実施機関名 :	年 月 日
研修会名・実施団体・受講年月日等内容の公表 → 公表の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		

- ※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ※ 公表を可としている事項であっても、公表しないことがあります。
- ※ 自社内研修については、研修内容を記入してください。
- ※ 外部機関の研修を受講した場合は、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
- ※ 研修受講実績が多く行数が不足する場合は、必要に応じてコピー等にて対応をお願いします。

過去5年以内の研修受講実績がなく、無記入の場合であっても、公表の可否について、必ず✓を記入してください。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

「適切に作業を行うことができる技能を有する者」についての関係法令は、次のとおりです。

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

- ・必ずどちらかにを記入してください
- ・2-(3) 対応工事種別との整合性が取れるよう記入してください

「配水管からの分岐→水道メーター」の工事を施行する。 → 下記の表に記入してください。

「配水管からの分岐→水道メーター」の工事を施行しない。 → 下記の表への記入は、任意です。

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記入してください。

- 保有している資格の該当する番号にを付けてください。
- ※ 資格の詳細は、欄外下欄参照
- ※ 保有している資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験の有無	保有している資格の有無	資格の区分	工事年度
			① ② ③ ④ (※①～④の詳細は、表外下欄参照)	
水道 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 経験あり (平成12年～平成30年) <input type="checkbox"/> 経験なし	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄参照)	平成30年度
水道 花子	<input type="checkbox"/> 経験あり (年～ 年) <input checked="" type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄参照)	令和6年度
水道 一郎	<input checked="" type="checkbox"/> 経験あり (平成15年～令和6年) <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄参照)	令和6年度
	<input type="checkbox"/> 経験あり (年～ 年) <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄参照)	年度
	<input type="checkbox"/> 経験あり (年～ 年) <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄参照)	年度
	<input type="checkbox"/> 経験あり (年～ 年) <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄参照)	年度
上記内容の公表の可否			<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	

- ・技能を有する者に該当するものがないときは、空欄のまま提出してください。
- ・協力会社の技能を有する者を含みます。

- ・直近で施工した工事年度を記入してください。
- ・和暦で記入してください。

- ※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ※ 公表を可としている事項であっても、公表しないことがあります。
- ※ 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。
- ※ **資格の区分**：①～④の保有する資格は、次のとおりです。

- ① 水道事業者等によって行われた試験・講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類以外の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

- 技能を有する者に該当がない場合も、公表の可否について、必ずを記入してください。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

さいたま市水道事業管理者 殿

※住民票の写しに記載のある住所又は登記事項証明書の本店住所
を記入してください。

※提出時に、日付を記入してください。

年 月 日

届出者

株式会社さいたま水道

埼玉県さいたま市浦和区

針ヶ谷一丁目18番2号

代表取締役 水道 花子

※法人の場合は、登記事項証明書に記載の役職を記入してください。

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ サイタマスイドウ 株式会社さいたま水道		
住所	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷一丁目18番2号		
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ ハナコ 代表取締役 水道 花子		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
※ 変更があった事項のみ記入してください。			※ 登記日を記入のこと
氏名又は名称	さいたま水道株式会社	株式会社さいたま水道	〇〇年〇月〇〇日
住所	埼玉県さいたま市浦和区 常盤六丁目14番16号	埼玉県さいたま市浦和区 針ヶ谷一丁目18番2号	〇〇年〇月〇〇日
事業所の名称	さいたま水道株式会社 関東支社	株式会社さいたま水道 関東支社	〇〇年〇月〇〇日
事業所の所在地	埼玉県さいたま市浦和区 常盤六丁目14番16号	埼玉県さいたま市北区 益裁町200番地1	〇〇年〇月〇〇日
代表者の氏名	代表取締役 水道 太郎	代表取締役 水道 花子	〇〇年〇月〇〇日
役員の氏名	取締役 水道 花子	代表取締役 水道 花子	〇〇年〇月〇〇日
	代表取締役 水道 太郎		〇〇年〇月〇〇日
		取締役 水道 一郎	〇〇年〇月〇〇日
	監査役 水道 二郎	監査役 水道 泉	〇〇年〇月〇〇日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

さいたま市水道事業管理者 殿

※代理届出者は、代理届出の場合のみ記載してください。

※提出時に、日付を記入してください。

年 月 日

※委任状に記載のある受任者の住所、氏名を記載してください。

代理届出者

住所 □□県○○市△△●丁目●番●号

氏名 ○○ ○○

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

届出者 株式会社さいたま水道
埼玉県さいたま市浦和区
針ヶ谷一丁目18番2号
代表取締役 水道 花子

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ サイタマスイドウ 株式会社さいたま水道		※住民票の写しに記載のある住所又は 登記事項証明書の本店住所を記入 してください。
住所	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷一丁目18番2号		
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ ハナコ 代表取締役 水道 花子		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
※ 変更があった事項のみ記入してください。			※ 登記日を記入のこと
氏名又は名称	さいたま水道株式会社	株式会社さいたま水道	〇〇年〇月〇〇日
住所	埼玉県さいたま市浦和区 常盤六丁目14番16号	埼玉県さいたま市浦和区 針ヶ谷一丁目18番2号	〇〇年〇月〇〇日
事業所の名称	さいたま水道株式会社 関東支社	株式会社さいたま水道 関東支社	〇〇年〇月〇〇日
事業所の所在地	埼玉県さいたま市浦和区 常盤六丁目14番16号	埼玉県さいたま市北区 益裁町200番地1	〇〇年〇月〇〇日
代表者の氏名	代表取締役 水道 太郎	代表取締役 水道 花子	〇〇年〇月〇〇日
役員の氏名	取締役 水道 花子 代表取締役 水道 太郎	代表取締役 水道 花子	〇〇年〇月〇〇日 〇〇年〇月〇〇日
	監査役 水道 二郎	取締役 水道 一郎 監査役 水道 泉	〇〇年〇月〇〇日 〇〇年〇月〇〇日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

さいたま市水道事業管理者 殿

※提出時に、日付を記入してください。

年 月 日

届出者 **さいたま水道株式会社**
埼玉県さいたま市浦和区
常盤六丁目 14 番 16 号
代表取締役 水道 太郎

※法人の場合は、登記事項証明書に記載の役職を記入してください。



※届出内容を
選択してください。

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任
~~解任~~

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	さいたま水道株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の 交付番号	選任・解任の年月日
水道 太郎 ※免状のとおり記入のこと	第〇〇〇〇〇号 ※算用数字で記入のこと	〇〇年〇月〇〇日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

さいたま市水道事業管理者 殿

※提出時に、日付を記入してください。

年 月 日

※代理届出者は、代理届出の場合のみ記載してください。

※委任状に記載のある受任者の住所、氏名を記載してください。

代理届出者

住所 □□県○○市△△●丁目●番●号
氏名 ○○ ○○

届出者

さいたま水道株式会社
埼玉県さいたま市浦和区
常盤六丁目 14 番 16 号
代表取締役 水道 太郎

※法人の場合は、登記事項証明書に記載の役職を記入してください。

※届出内容を
選択してください。

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任
~~解任~~

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	さいたま水道株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
<p>水道 太郎</p> <p>※免状のとおり記入のこと</p>	<p>第○○○○○号</p> <p>※算用数字で記入のこと</p>	<p>○○年○月○○日</p>

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者 ~~廃止~~
~~休止~~ 届出書
~~再開~~

さいたま市水道事業管理者 殿

※届出内容を選択してください。

届出者

※提出時に、日付を記入してください。

年 月 日

さいたま水道株式会社
埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目14番16
代表取締役 水道 太郎

※法人の場合は、登記事項証明書に記載の役職を記入してください。

※廃止、休止にあつては指定給水装置工事事業者証を
返納してください。

※再開する場合は返納した指定給水装置工事事業者証
の返還を受けてください。

廃止

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の ~~休止~~ の届出をします。

~~再開~~

フリガナ 氏名又は名称	サイタマスイドウカブシキガイシャ さいたま水道株式会社
住所	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目14番16号
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎
(廃止 ・ 休止 ・ 再開) の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 ※算用数字で記入のこと
(廃止 ・ 休止 ・ 再開) の理由	廃業のため (廃止、休止、再開の理由を記入する)

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

※廃止、休止にあっては指定給水装置工事事業者証を返納してください。

※再開する場合は返納した指定給水装置工事事業者証の返還を受けてください。

廃止
~~休止~~
~~再開~~
 指定給水装置工事事業者 届出書

さいたま市水道事業管理者 殿

※提出時に、日付を記入してください。

年 月 日

代理届出者

住所 □□県○○市△△●丁目●番●号

氏名 ○○ ○○

届出者

さいたま水道株式会社

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目 14 番 16

代表取締役 水道 太郎

※代理届出者は、代理届出の場合のみ記載してください。

※法人の場合は、登記事項証明書に記載の役職を記入してください。

※委任状に記載のある受任者の住所、氏名を記載してください。

※届出内容を選択してください。

廃止

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の ~~休止~~ の届出をします。

~~再開~~

フリガナ 氏名又は名称	<div style="text-align: center; font-size: 2em; color: gray; opacity: 0.5;">記入例</div> サイタマスイドウカブシキガイシャ さいたま水道株式会社
住所	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目 14 番 16 号
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 代表取締役 水道 太郎
(廃止 ・ 休止 ・ 再開) の年月日	○○年○○月○○日 ※算用数字で記入のこと
(廃止 ・ 休止 ・ 再開) の理由	廃業のため (廃止、休止、再開の理由を記入する)

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

～ 各様式等 ～

指定給水装置工事事業者指定申請書

さいたま市水道事業管理者 殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機械器具調書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者
氏名又は名称

住 所

代表者氏名

さいたま市水道事業管理者 殿

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者確認事項調査票

提出日： 年 月 日

- 指定
 更新

氏名又は名称
郵便番号及び住所 〒
代表者氏名
電話番号 ()

※該当する□に、チェックをつけてください。

1 (公社)日本水道協会埼玉県支部が主催する広域研修会・指定給水装置工事事業者研修会の受講実績(過去5年以内)

受講実績(過去5年以内) ※和暦にて記載してください。	公表の可否
受講した年度を記入してください。年度 年度 年度 年度 年度	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
過去5年以内に受講実績がない場合は、未受講の理由を記入してください。 (未受講の理由) ※非公表	
注) 事業者記入不要 さいたま市受講履歴照合確認欄 過去5年以内の受講実績 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

(1) 休業日・営業日・営業時間	公表の可否
休業日： <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 年末年始 <input type="checkbox"/> お盆 <input type="checkbox"/> ゴールデンウィーク <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
営業日： 曜日 ~ 曜日 営業時間： 時 分 ~ 時 分	
(2) 漏水等修繕対応	公表の可否
漏水等修繕対応の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
可の場合 修繕対応時間等について、 <u>○をつける</u> 又は <u>時間を記入する</u> 修繕対応時間(受付)： 24時間 対応 / 時 分 ~ 時 分 修繕対応時間(修繕業務)： 24時間 対応 / 時 分 ~ 時 分 <input type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input type="checkbox"/> 宅地内埋設部給水装置の修繕 <input type="checkbox"/> その他()	
注) 事業者記入不要 さいたま市修繕対応事業者登録確認欄 修繕対応事業者登録の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(3) 対応工事種別	公表の可否
配水管からの分岐 ~ 水道メーター <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造等 水道メーター ~ 宅内給水装置 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造等	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
(4) その他(ホームページアドレス・メールアドレス等)	公表の可否
事業所所在地：	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
電話番号： ()	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
FAX番号： ()	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
ホームページ：	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
メールアドレス：	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
緊急連絡先：	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
その他 ※公表事項について要望があるときは記入してください。	公表対象外

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 公表を可としている事項であっても、公表しないことがあります。

※ 業務内容に変更が生じたときは、速やかにさいたま市水道局 給水装置課 給水装置係 にその旨を届け出るようお願いします。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

給水装置工事主任技術者等に対して、外部機関による研修、自社内研修の機会を確保するよう努めなければならないことについての関係法令は、次のとおりです。

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

※法 = 水道法

受講者名(公表対象外)	研修会名・実施団体等	受講年月日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 研修内容 : <input type="checkbox"/> 外部機関研修 研修会名 : 実施機関名:	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 研修内容 : <input type="checkbox"/> 外部機関研修 研修会名 : 実施機関名:	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 研修内容 : <input type="checkbox"/> 外部機関研修 研修会名 : 実施機関名:	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 研修内容 : <input type="checkbox"/> 外部機関研修 研修会名 : 実施機関名:	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 研修内容 : <input type="checkbox"/> 外部機関研修 研修会名 : 実施機関名:	年 月 日
研修会名・実施団体・受講年月日等内容の公表 → 公表の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		

- ※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ※ 公表を可としている事項であっても、公表しないことがあります。
- ※ 自社内研修については、研修内容を記入してください。
- ※ 外部機関の研修を受講した場合は、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
- ※ 研修受講実績が多く行数が不足する場合は、必要に応じてコピー等にて対応をお願いします。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

「適切に作業を行うことができる技能を有する者」についての関係法令は、次のとおりです。

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※法 = 水道法

- 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行する。 → 下記の表に記入してください。
 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない。 → 下記の表への記入は、任意です。

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記入してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験の有無	保有している資格の有無		工事年度
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資格の区分 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	
	<input type="checkbox"/> 経験あり (年 ～ 年) <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
	<input type="checkbox"/> 経験あり (年 ～ 年) <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
	<input type="checkbox"/> 経験あり (年 ～ 年) <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
	<input type="checkbox"/> 経験あり (年 ～ 年) <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
	<input type="checkbox"/> 経験あり (年 ～ 年) <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
	<input type="checkbox"/> 経験あり (年 ～ 年) <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
上記内容の公表の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 公表を可としている事項であっても、公表しないことがあります。

※ 資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※ **資格の区分**：①～④の保有する資格は、次のとおりです。

- ① 水道事業者等によって行われた試験・講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類いの名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

さいたま市水道事業管理者 殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

さいたま市水道事業管理者 殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者 廃止
休止 届出書
再開

さいたま市水道事業管理者 殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の 廃止
休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。